

## 第9・10・11回島田市自治基本条例制定作業部会 会議要録

第9～11回は主に自治基本条例内の行政運営部分について検討を行った。

### 【第9回会議要録】

#### ■日時

平成28年4月28日（木）13：30～15：00

#### ■場所

島田市役所 4階 第3委員会室

#### ■出席者

部会員：別紙出欠状況のとおり

事務局：杉村地域生活部長、藪崎地域づくり課長補佐、友野主査、瀧賀主事

#### ■内容

##### 1 開会

##### 2 地域生活部長あいさつ

##### 3 報告

(1) 第16・17回自治基本条例を考える市民会議の報告（第9回資料4～6）

第9回資料4～6に沿って第16・17回自治基本条例を考える市民会議の報告を行った。

##### 4 協議

(1) 条文の作成について（第9回資料1～3）

これまで、自治基本条例の制定作業については、まず市民会議にて内容や項目を検討し、市民会議内で出たキーワードを基に条文を作成してきた。

しかし、行政の業務に関する部分については、市民会議内では知識や経験がなく、内容を検討することが困難であるため、まず行政側から条文案を示すべく以下の検討を行った。

**検討事項1：市長等の定義について（第9回資料1参照）**

まちづくりを行う執行機関として他市自治基本条例では市民にわかりやすく伝える

ために「市長等」を標記している。島田市自治基本条例での定義について検討を行った。

#### ○事務局提案

標記…市長等

定義…市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

#### ○部会員からの意見

- ・公営企業管理者は通常の企業と取扱は変わらない。まちづくりの一翼を担っていることは確かだが、条例で盛り込む行政運営の中には当てはまらない部分もある。
- ・定義の中の順序の根拠は？地方自治法に定められている順序にすると公営企業管理者は最後尾になると思うが。

#### ○結論

- ・標記は「市長等」とする。
- ・定義の中の順序は他の条例を参考に事務局で検討する。
- ・公営企業管理者の取扱については、条例全体を見てから判断する。

#### 検討事項2：規定する項目について（第9回資料2・3参照）

具体的に自治基本条例に規定する項目について検討（掲載の有無、内容）を行った。なお、各項目の掲載の有無についてはあくまで部会からの意見とし、所管課の意見を踏まえた上で最終的には制定委員会で判断していただく。

#### ○参考

##### ■一般的に自治基本条例で定められていることが多い項目

総合計画、組織、財政運営、政策法務、行政評価、行政手続、公益通報、広域連携、国際交流 など…

##### ■なぜ自治基本条例にこれらについての規定を設けるのか？

神原勝教授（北海学園大学）

「市民にとっての効用～自治体運営の制度、仕組みの一覧を手にすることができる。」

#### ①既に条例化しているもの

自治基本条例で改めて規定することで「仕組みの一覧」を補完する。

②既に要綱化しているもの

自治基本条例で規定することによって制度が保障される。

③未だ市の条例等で規定されていないもの

自治基本条例で規定することによって、今後の制度化を図る。

■総合計画

○事務局提案

(総合計画)

第●条 市長等は、島田市総合計画の策定等に関する条例に基づき、議会の議決を経て、島田市総合計画を策定し、これに即して市政を運営するものとする。

2 市長等は、島田市総合計画の策定に当たっては、市民の多様な参加の機会を設け、幅広い市民の声【市民の意見】(※)を反映するものとする。

※市民の意見…事務局内では「市民の意見」の標記が適切だとの意見があがったが、現在の条文案のなかに「市民の声」と標記をしている部分もあり、仮置きにした。

○部会員からの意見

- ・法律上(地方自治法)作らなくてもいいというものを規定するのはどうか?
- ・条例(島田市総合計画の策定等に関する条例)で定められているのに自治基本条例に掲載しないことは後ろ向きな感じがする。
- ・第2項に関しては、「市民の意見」の標記のほうがよい。

○結論

- ・掲載の有無について、部会では必要と判断する。
- ・第2項に関し、「市民の意見」を採用し、条文全体調整の際に他の条文も表現を修正する。

■組織

○事務局提案

(組織)

第●条 市長等は、社会情勢の変化に迅速かつ効率的に対応できるよう組織を編成するものとする。

2 市長等の組織は、市民に分かりやすいものとする。

○部会員からの意見

- ・第2項について、何をもちてわかりやすいと言えるのか曖昧。
- ・組織編成権を持たないトップは意味がないと思うが。
- ・他の条項と比べると優先度は高くないのではないか。

○結論

- ・掲載の有無について、部会では必要と判断する。

■財政運営

○事務局提案

(財政運営)

第●条 市長は、市の財源の確保と効果的な運用により、財政の健全性の確保に努めるものとする。

2 市長は、島田市財政事情の公表に関する条例に基づき、市の財政事情を市民に分かりやすく公表するものとする。

○部会員からの意見

- ・第1項の「効果的な」の前に「効率的」も追加したほうがよい。

○結論

- ・掲載の有無について、部会では必要と判断する。
- ・第1項中「効果的な」の前に「効率的かつ」を追加する。

■政策法務

○事務局提案

(政策法務)

第●条 市長等は、地域実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、政策法務に関する体制の充実を図るものとする。

2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するために、条例制定権等の自治立法権を有効に活用するものとする。

○部会員からの意見

- ・「政策法務に関する体制」とは？
- ・静岡市では「政策法務のまち」を掲げ、政策法務課という部署もあり、各課と協議を行い、政策を企画し、条例化の作業をしている。
- ・島田市では各課が立てた政策を条文化するお手伝いに留まり、主に「てにをは」の修正を行っているのが現状。静岡市のように人員も豊富にはいない。

- ・理念条例という考えだが、実行がかなり難しいことを条文化すると自らの首を絞めることになるのでは。

○結論

- ・掲載の有無について、実現が困難であるため部会としては「掲載しない」という意見とする。

■行政評価

○事務局提案

(行政評価)

第●条 市長等は、行政の成果、達成度等を評価し、その結果を分かりやすく市民に公表するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を行政運営に適切に反映させるものとする。

○部会員からの意見

- ・行政評価の項目を入れると「事業仕分け」のようなものを毎年やることになるのか？
- ・行政評価も広い意味で捉えると「事業仕分け」のような大きなものから「成果に関する報告書」などの既に毎年やっているものもあるので、解釈によるのではないか。

○結論

- ・掲載の有無について、部会では必要と判断する。
- ・条文案は事務局提案を採用。

※残りの協議については次回作業部会へ持ち越し。

以上

**【第10回会議要録】**

**【日時】**

平成28年5月13日（金）9：30～12：00

**【場所】**

島田市役所 4階 第3委員会室

**【出席者】**

部会員：別紙出欠状況のとおり

事務局：藪崎地域づくり課長補佐、友野主査、瀧賀主事

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 協議

(1) 条文の作成について

◎前回の協議の続き（第9回資料2・3参照）

前回の会議で残った「規定する項目について」の協議の続きを行った。

■行政手続

○事務局提案

（行政手続）

第●条 市長等は、行政の手続に関する法令及び条例に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

○部会員からの意見

- ・この条文案では既に法令等で定められていることに加えて、新たに共通の事項を定めるように読める。「行政の手続に関する法令及び条例に基づき、」を削ったらどうか。
- ・「し、共通」を削っても同じ意味合いになるのではないか。
- ・他の規定と見比べるとこの規定だけ「定める」と表現されていて違和感を覚える。
- ・言葉の順番を変えたらどうか。

○結論

- ・事務局で持ち帰り、もう一度条文の検討を行なう。

■公益通報

○事務局提案

（公益通報）

第●条 市長等は、公益通報（行政運営の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じるものとする。

2 市長等は、公益通報を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに適切

な措置を講じるものとする。

○部会員からの意見

- ・「講じる」→「講ずる」
- ・「職員等」の「等」は市民を想定していると思うが、内部通報を想定している公益通報者保護法との整合が取れなくなると思う。ここでも内部通報を想定し、外部からの通報は「市長等の責務」など他の条項で対応すればいいのではないか。
- ・掛川市は市民会議からの提案で条項を定められた。市民の利益という目線で掲載の検討が必要。
- ・「職員」には臨時・嘱託職員も含まれるか？→含まれる。
- ・副市長は「職員」に該当するか？→特別職は含まれない。
- ・「違法な行為」に「不当な行為」を追加したほうがいいのではないか。

○結論

- ・「講じる」→「講ずる」、「職員等」→「職員」へ変更。
- ・「不当な行為」の追加については事務局で検討する。

■広域連携

○事務局提案

(広域連携)

第●条 市長等は、まちづくりの課題を解決するために、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民及び市長等は、市民以外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

○部会員からの意見

- ・島田市では現在、静岡県立大学との包括連携を行っている。それはここに当てはまるのか？
- ・民間企業との連携は含まれるか？
- ・標題と第2項の内容が異なるのではないか。
- ・第2項は次の国際交流と同じ条項に含めればいいのではないか。

○結論

- ・掲載の有無について、部会では必要と判断する。
- ・事務局案第1項のみを残し、第2項は別で条立てし、民間企業等の連携についても新たに条項を作成する。

## ■国際交流（多文化共生）

### ○事務局提案

（国際交流）

第●条 市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するために、国外の都市との交流に努めるものとする。

（多文化共生）

第●条 市民は、多文化共生（国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと）の視点に立ち、まちづくりに参加するものとする。

2 市長等は、個人及び集団の多様性に配慮したまちづくりに努めるものとする。

### ○部会員からの意見

- ・これまで行政運営について検討してきたが、多文化共生の条項では「市民」と出ており、違和感がある。
- ・多様性とは何か？→外国人の他にもユニバーサルデザイン、性的少数などが含まれると想定している。
- ・多文化共生については総合計画には掲載されているか？→ユニバーサルデザインや外国人観光客に対する観光案内の外国語表示については記載されているが、今島田市に住んでいる外国人に対しての対応の記載はない。
- ・個人の多様性にどこまで対応できるか疑問だが。

### ○結論

- ・「国際交流」については記載するが、「広域連携」の事務局案で出ていた市民交流や「多分化共生」の理念も追加し、行政運営とは別の部分で記載する。
- ・「多様性」については基本原則で示す。

## ■審議会等の運営

### ○事務局提案

（審議会等の運営）

第●条 市長等は審議会等の委員の選任に当たっては、法令等の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は審議会等の公募委員の選任に当たっては、委員の性別、年齢及び居住区などに配慮するものとする。



○部会員からの意見

- ・第2項のように細かく規定する必要はあるのか。
- ・それぞれの審議会によって審議内容や事情が様々あるので、第2項の掲載はふさわしくない。

○結論

- ・事務局案の第1項のみ掲載する。

■公共施設

○事務局提案

(公共施設等)

第●条 市長等は公共施設等（公共建築物、屋外公共施設、プラント系施設、インフラのことをいう。以下同じ）の管理に関する計画に基づき、財政、人口の状況等に応じて公共施設等の品質、保有量及び管理費の適正化を図るものとする。

○部会員からの意見

- ・事務局案の公共施設等の定義はどこから引用しているのか？→「島田市公共施設等総合管理計画」から引用している。
- ・「プラント系施設」や「インフラ」は条例では使わない用語なので、「ごみ処理施設」や「道路」などの例示を挙げたほうがいいのではないか。
- ・記載が細かいのでは？→市民が条文を見たときに「公共施設の管理」の内容が分かるように説明文として記載している。行政手続の条項でも同じ考えで作成している。最後に全体で条文を調整する予定。
- ・「の管理に関する計画に基づき」を「を管理するにあたっては」に変えたほうがいいのか。

○結論

- ・部会員からの意見を基に事務局案を再検討する。

◎条文の協議（第10回資料1参照）

前回までの市民会議で意見を出していただいた「言葉（市民）の定義」「基本原則」の協議を行った。

■言葉の定義

○部会員からの意見

- ・「まちづくり」や「協働」の定義もしたほうがいいのではないか？

■基本原則

- 部会員からの意見  
・事務局提案でよい。

4 その他  
特になし。

5 閉会

以上

【第 11 回会議要録】

【日時】

平成 28 年 6 月 20 日（月） 9：30～11：30

【場所】

島田市役所 4 階 第 3 委員会室

【出席者】

部会員：別紙出欠状況のとおり

事務局：藪崎地域づくり課長補佐、友野主査、瀧賀主事

自治基本条例を考える市民会議ファシリテーター守本氏が同席

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 協議

(1) 行政運営部分について（第 11 回資料 1 参照）

第 9・10 回作業部会で検討した行政運営部分について、各課確認後の案を報告した。

(2) 用語の定義について（第 11 回資料 2・3 参照）

「市長等」「まちづくり」「協働」の定義について検討を行なった。

## ■市長等

### ○事務局提案

(●) 市長等 市長（公営企業の管理者を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業の管理者をいう。

### ○部会員からの意見

- ・市長には職員も当然含まれているが、市民に分かりやすいように職員も標記したほうがいいのではないか。
- ・市内小学校の教師や特別職は職員に入るのか。
- ・職員も定義したほうがいいのでは。
- ・「市長等」よりも「市」のほうが分かりやすいのでは。
- ・あえて定義しなくてもイメージでわかるのでは。定義することで逆に難しくなる。

## ■まちづくり

### ○事務局提案

(●) まちづくり 島田市をよりよいまちにするための全ての活動をいう。

### ○部会員からの意見

- ・抽象的な表現でよいか。
- ・「よりよいまち」→「住みやすいまち」にしたらどうか。
- ・理念条例なので包括的な表現でもよいと思う。
- ・他市は動詞として扱っている。
- ・市民にはイメージしにくいので例示を挙げてもいいかもしれないが、限定的になってしまうかもしれない。
- ・時間軸も考慮し、「持続的」を使ったほうがよい。

## ■協働

### ○事務局提案

(●) 協働 市民、議会及び市長等と一緒にいう活動を行う。

### ○部会員からの意見

- ・「まちづくり」の定義とのバランスを考慮して検討したい。
- ・活動を定義するのではなく、基本理念を定義したほうがよい。
- ・市民会議では「対等」な関係はあり得ないという意見が出ているが、物量が50:50でなければ対等というわけではない。
- ・市民にとって行政が上という認識を消すことが大事なので、目標として「対等」を入

れたほうがよい。

- ・互いの立場や役割によって出来ることは異なる。「特性を活かす」ということを入れたらどうか。
- ・協働とは「補完すること」だと思う。
- ・事務局提案ではどんな活動を指すのかわかりづらい。
- ・協働の概念の詳細は「基本理念」や「基本原則」に記されている。
- ・他市では「活動」ではなく「～すること」と定義している。

→意見を元に事務局で再検討する。

### (3) 住民投票について（第11回資料2・3参照）

第18回自治基本条例を考える市民会議にて検討した「住民投票」についての条文案の検討を行なった。

#### ○事務局提案

第●条 市長は、まちづくりに関わる重要事項について、市民の意思を確認するために、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

#### ○作業部会からの意見

- ・自治基本条例で住民投票の詳細を定めることは適当ではないと思う。
- ・住民投票の案件によって投票資格要件などを決定すべきではないか。
- ・市民の定義と住民投票の投票資格者が混同しがちになるので、第1項の「市民の意思を確認するために、」を外し、第2項の例示に「投票資格要件」を加えたほうが違いがわかりやすい。

→意見を元に事務局で再検討する。

#### 4 その他

危機管理課より危機管理の条項について「現在案では市長等は平時、市民は有事のことしか記載されていないので、市長等の有事、市民の平時についても記載したほうがよいのでは。」という意見があった。後日事務局と危機管理課で検討を行なう。

#### 5 閉会

以上

※第9～11回作業部会での検討結果については平成28年7月16日に開催した第19回自治基本条例を考える市民会議へ報告し、行政運営について協議していただいた。